医療機関の皆様へ
特別養子縁組家族の受診に際してのお願い

外来主治医先生 御侍史

貴院の皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。当児童相談所は、民法第 817 条の２から 11 にて規定される特別養子縁組制度に基づき、厚生労働省『児童相談所運営指針』第６章第５節に則って保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに暖かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る目的で、特別養子縁組を前提とする里親委託を実施しております。

委託させていただいた赤ちゃんは、生母様のやむを得ない事情のため出生したのち当機関にて保護し、生母様の承諾または法的権限により、養子縁組里親（以下、養親とする）様に里親委託をさせていただきました。

養親様がご出産された訳ではありませんので、新生児に関する周産期情報（妊娠経過や分娩経過）や生母様に関する医療情報（既往歴・アレルギー歴・遺伝性疾患等）について、養親様はご存じありません。新生児に関する周産期情報や医療情報が必要であれば、当機関までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

生母様はやむを得ない事情のため妊婦健診を受診していない場合もあります。そのため母子健康手帳の当該項目が空白となっており、検査結果が不足する場合があります。医療情報にやむを得ない空白や不足があることをご理解ください。

子どもが必要とする医療行為や予防接種について、承認を養親夫妻に一任しますという生母様の同意または児童福祉法第 47 条にもとづく権限により、子どもに必要な医療行為につきましては養親様に説明していただき、承認を得ていただきますようお願い申し上げます。

里親委託期間につきましては、子どもの医療費は生母様の保険と地方自治体の受診券の組み合わせ、または受診券のみ（全額公費負担）となります。レセプト請求につきましては、管轄の地方自治体の案内に従ってご対応ください。

また子どもの姓につきまして、養育期間中（家庭裁判所の審議が終了するまで）は、子どもと養親様の姓が別姓のままです。待合や受付で当該児童や養親様を呼び出される際は、混乱を避けるため、当該児童の（姓ではなく）下の名前あるいは受付番号でお呼びいただくようお願い申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家族はとても稀な家族形態です。事務手続き等ご不明な点が多いと存じます。疑義照会につきましては直接当機関までご連絡いただき、貴院内で情報共有いただければ幸甚です。

また衆人環視の中で「養子」「養親」という特殊な家族関係を言葉にすることは、（実子を得ることができなかった）養親様にとってかなりの心理的負担となります。一般的な家族関係を示す「子ども」「親」という言葉を使用していただきますようお願い申し上げます。

個人的事情等を衆人環視のなかで質疑応答することはかなりの心理的負担になります。個室対応いただくようお願い申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家庭はとても稀な家族形態であり、医療機関の皆様も配慮が解らずご不安なのではないかと存じます。御不明な点や疑義照会等ありましたら遠慮なく当方までご連絡ください。

所管児童相談所

住所

電話番号